

(別紙)

令和6年3月以降用

建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける添付書類の省略について

標記システムにおいて提出が必須とされている確認書類については、経営事項審査の手引き等の内容を確認したところ、提出不要の書類に該当したため、代わりに本様式を添付します。

なお、必要に応じて問い合わせを受けることを承知しています。